

第 10 号議案

豊後大野市コミュニティバス運行条例の一部改正について

豊後大野市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 2 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

豊後大野市コミュニティバスの運行内容の見直しに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

豊後大野市コミュニティバス運行条例（平成 17 年豊後大野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「長谷緒井路停留所をまたぐ区間は 300 円、その他の区間は 200 円の」を「別表に定める」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

区 分	使用料
長谷川線のうち長谷緒井路停留所をまたぐ区間	300 円
長谷川・南部線のうち明王寺前停留所をまたぐ区間	
下山・前田線、高柴線、船田線及び石田・大高線のうちそれぞれ平成大橋前停留所をまたぐ区間	
上記以外の区間	200 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。